

建築基準法別表第2（る）項第1号について

以下の事業内容に該当しない旨を確認し□内に入力してください。

事業内容		記入欄
(1)	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(2)	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(3)	マッチの製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(4)	ニトロセルロース製品の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(5)	ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>
(6)	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当
(7)	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(8)	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(9)	木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当
(10)	石炭ガス類又はコークスの製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(11)	可燃性ガスの製造	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>
(12)	圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>
(13)	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐（りん）酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼（そう）鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒（ひ）素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(14)	たんぱく質の加水分解による製品の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(15)	油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当
(16)	ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>
(17)	肥料の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(18)	製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(19)	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製	<input type="checkbox"/> 非該当
(20)	アスファルトの精製	<input type="checkbox"/> 非該当
(21)	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜（りゆう）産物又はその残りかすを原料とする製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(22)	セメント、石膏（こう）、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	<input type="checkbox"/> 非該当

事業内容		記入欄
(23)	金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）	<input type="checkbox"/> 非該当
(24)	炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎	<input type="checkbox"/> 非該当
(25)	金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔(あな)埋作業を伴うもの	<input type="checkbox"/> 非該当
(26)	鉄釘類又は鋼球の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(27)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの	<input type="checkbox"/> 非該当
(28)	鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>
(29)	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造	<input type="checkbox"/> 非該当
(30)	石綿を含有する製品の製造又は粉碎	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 <small>☆該当時は下段表確認</small>

☆上表の(5),(11),(12),(16),(28),(30)に該当する場合、以下もご記入ください。

事業内容		記入欄
(5)	銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの	<input type="checkbox"/> 該当
(11)	アセチレンガスの製造	<input type="checkbox"/> 該当
	ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造	<input type="checkbox"/> 該当
(12)	内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの	<input type="checkbox"/> 該当
	燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの	<input type="checkbox"/> 該当
(16)	合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの	<input type="checkbox"/> 該当
(28)	スエーピングマシン又はロールを用いるもの	<input type="checkbox"/> 該当
(30)	集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの	<input type="checkbox"/> 該当

建築基準法別表第2（る）項第2号について

以下の事業内容に該当する場合は数量を、該当しない場合は×印をご記入ください。

危険物		記入欄	上限
(1)	火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20トン
		爆薬	10トン
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	250万個
		銃用雷管	2500万個
		実包及び空包	1000万個
		信管及び火管	50万個
		導爆線	500キロメートル
		導火線	2500キロメートル
		電気導火線	10万個
		信号炎管、信号火箭及び煙火	2トン
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	-
(2)	マッチ		150マッチトン
	圧縮ガス		3500立方メートル
	液化ガス		35トン
	可燃性ガス		350立方メートル
(3)	第一石油類	非水溶性液体	400,000リットル
		水溶性液体	800,000リットル
	第二石油類	非水溶性液体	2,000,000リットル
		水溶性液体	4,000,000リットル
	第三石油類	非水溶性液体	4,000,000リットル
		水溶性液体	8,000,000リットル
第四石油類		12,000,000リットル	
(4)	(1)～(3)までに掲げる危険物以外のもの		-

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担当課	内 容	確認
1	県消防救急課	1 高圧ガス設備を設置する場合は、県知事への許可申請又は届出が必要な場合がありますので事前に協議してください。なお、高圧ガスの処理設備、貯蔵設備及び減圧設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に協議してください。	
		2 液化石油ガス設備を設置する場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」で定める基準に従って行ってください。なお、液化石油ガスの貯蔵設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に協議してください。	
2	郡山保健所	1 理容所、美容所、クリーニング所、旅館等宿泊施設、浴場、興行場を営業する場合、関係法令による許可等が必要になります。施設も基準に適合する必要がありますので、事前に協議してください。	
		2 建築物規模・用途により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める特定建築物の届出が必要となる場合があります。事前に協議してください。	
		3 食品衛生法に定められた飲食店並びに食品の製造や販売を行う施設である場合、許可等が必要となりますので、事前に協議してください。	
		4 動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を行う第1種動物取扱業を営む倍、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく登録が必要となります。施設も基準に適合する必要がありますので、事前に協議してください。	
3	市・郡山警察署	1 工事中の安全対策について (1) 工事関係車両の運行については、過積載を避け、積み荷の転落・飛散防止の措置を講じるとともに、工事車両の通行経路付近に存する、小学校、中学校等の施設、人家等を考慮し、通勤・通学時間帯等を避けた運行計画を立て、交通の安全と円滑を図ってください。	
		(2) 工事関係車両の時間待ち等による付近道路上への駐車させないでください。	
		(3) 危険個所には交通整理員等を配置するとともに、工事中の交通安全対策については、事前に十分に協議してください。	
		2 工事完成後の交通安全対策について 交通安全施設の整備等、工事完成後の交通安全対策については、事前に十分に協議してください。	

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担当課	内 容	確認
4	市環境政策課	開発について 1 騒音規制法第2条第3項または振動規制法第2条第3項に規定する特定建設作業を実施する場合は、各法第14条第1項の規定により開始の7日前までに市に届出してください。	
	市環境政策課	2 騒音規制法第2条第1項または振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、各法第6条の規定により特定施設の設置お工事の開始の30日前までに市に届出してください。	
	県景観・環境総合センター	3 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同法第2条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設、同法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同法第2条第13項に規定する水銀排出施設を設置する場合は、それぞれ同法第6条、第17条の5、第18条及び第18条の23の規定により、工事着手の60日前までに県景観・環境総合センターに届出をしてください。	
		4 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同法第2条第3項に規定する指定地域特定施設又は同法第2条第4項に規定する指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る）を設置する場合は、同法第5条及び第9条の規定により県景観・環境総合センターに設置の60日前までに届出をしてください。	
	県景観・環境総合センター	5 浄化槽を設置する場合は、浄化槽法及び県浄化槽取扱要綱に基づき、景観・環境総合センターに届出をしてください。また、浄化槽汚泥の処理に関しては大和郡山市清掃センターと十分協議し、保守点検については県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。なお、維持管理を適正に行うとともに奈良県環境保全協会が実施する浄化槽設置後の法廷検査（7条検査）及び定期の法廷検査（11条検査）を受検してください。	
	県環境政策課	6 土壤汚染対策法第4条第1項に規定する土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに県環境政策課に届出してください。	
		7 事業の実施にあたっては、環境配慮指針を参考として、事業の実施にかかる環境への配慮してください。	
5	県農業水産振興課	開発地域の排水が流れ込む秋葉川下流にあたる富雄川および大和川には、大和側水域河川漁業協同組合に漁業権を免許してあるので、留意してください。	

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担当課	内容	確認
6	市農業水産課	1 計画地区は多面的機能支払い交付金の実施地区となっています。(令和元～5年)事前協議対象農地が交付金の対象地である場合は、当該のうちにかかる交付金の返還が必要になります。交付金の対象地であるか否かは市へ確認してください。	
		2 計画地区は治道南部土地改良区の受益地エリアとなっています。事前協議対象農地が受益地である場合、または対象地域に改良区の施設が存在あるいは隣接している場合は、開発にあたって治道南部土地改良区への協議を要します。	
7	県道路建設課	一般国道25号「小泉口交差点～法隆寺東交差点」は「地域の主要渋滞箇所」に位置付けられている点に留意し、開発後の交通処理について問題があると認められる場合や、開発にあたり交差点を新設、あるいは既存交差点を進入経路に位置付ける場合は、円滑な交通が確保できるように郡山土木事務所等の関係機関との協議に応じてください。	
8	県道路管理課	1 事業実施にあたり、県管理道路に関する工事を行う場合は、事前に郡山土木事務所と協議のうえ、道路法第24条の規定に基づく承認を受けてください。	
		2 県管理道路を占有する場合には、事前に郡山土木事務所と協議のうえ、道路法第32条の許可を受けてください。	
9	県河川課	施設等の整備により下流河川への雨水流出の増加が懸念される場合は、雨水流出抑制対策を実施してください。なお、対策として必要な防災調整池の設置や構造については、市〇〇課で十分指導するとともに県河川課とも十分協議してください。	
10	市下水道推進課 県下水道課	污水处理について市下水道推進課に確認してください。当該地区全体が大和郡山市流域関連公共下水道事業計画(污水)の区域内であることを確認してください。(下水道事業計画(污水)区域外では公共下水道に接続することができないため。)	
11	県建築安全推進課	地区計画の決定後に行われる開発行為にあたっては、市街化調整区域の立地について開発(建築)行為事前協議を領した後、奈良県開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)に適合する計画としたうえ、都市計画法第29条第1項に基づく許可申請を行ってください。	
12	警察本部交通規制課	工場等の施設を整備する際には、十分な時間的余裕を持って関係機関との調整を行うとともに当該地区を管轄する郡山警察署及び主管課である交通規制課に対し事前相談や協議をしてください。	